

「第2次早島町地域福祉活動計画（案）」パブリックコメント実施要領

1. 目的

「第2次早島町地域福祉活動計画」を作成するにあたり、広くその原案を公表し、町民からの意見を可能な限り反映させることを目的に、パブリックコメントを実施する。

2. パブリックコメント手続きの対象

早島町地域福祉活動計画（案）

3. パブリックコメント実施手続についての周知方法

- (1) 早島町社会福祉協議会ホームページへの掲載
- (2) 早島町社会福祉協議会 Facebook への掲載

4. 計画等の閲覧方法

(1) 公表期間

令和3年3月17日（水）から26日（金）までの10日間

(2) 公表方法

- ①早島町地域福祉センター1階事務所窓口（早島町社会福祉協議会事務局）
- ②早島町社会福祉協議会ホームページへの掲載

5. 意見提出期間

令和3年3月17日（水）から26日（金）までの10日間

※郵送の場合は、消印有効とする。

6. 意見の提出資格

- (1) 町内に住所を有する方
- (2) 町内に事務所又は事業所を有する個人、法人及びその他団体
- (3) 町内の事務所又は事業所に勤務する方

7. 意見の提出方法

意見については、所定の用紙に記入の上、次の方法により提出するものとする。

(1) 持参する場合

早島町地域福祉センター1階事務所窓口（早島町社会福祉協議会事務局窓口）へ直接提出。※日曜日は除く。

(2) 郵送する場合

○郵送先：〒701-0303 都窪郡早島町前湯 249 番地の1
社会福祉法人 早島町社会福祉協議会事務局 宛

(3) ファックスで送信する場合

○送信先：ファックス番号：086-482-3044（早島町社会福祉協議会事務局）

(4) 電子メールで送信する場合

○電子メールのアドレス：hayasyakyo@vp.tiki.ne.jp

○電子メールの件名：「第2次早島町地域福祉活動計画（案）に対するパブリックコメント意見」

8. 意見の取り扱い

(1) 提出された意見は、「早島町地域福祉活動計画」策定にあたって参考とします。

なお、提出された意見については、個人情報を除き、意見の概要及び早島町社会福祉協議会の考え方を、本要領の「4」に掲げた場所等で公表します。

(2) 提出された意見に対しては、個別の回答はしません。

9. 関係資料

(1) 第2次早島町地域福祉活動計画（案）

(2) 意見提出用紙

10. 事務担当

社会福祉協議会 早島町社会福祉協議会事務局

電話番号：086-482-3000